

特許法改正案を含む US Innovation and Competition Act が上院を通過 (続報)

2021年6月18日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

6月8日に米国連邦議会上院本会議で承認された US Innovation and Competition Act (USICA) ¹について、法案の条文²が公表された。

なお、6月9日付の本記事に記載した特許登録簿への記録に関する特許法改正案は、日本の企業等にも影響する内容であったが、今回公表された条文には含まれなかった。

法案に含まれることが明らかになった知財関連の規定は以下のとおり。

C 節 Strategic Competition Act of 2021

Robert Menendez 議員（ニュージャージー州選出、民主党）が James Risch 議員（アイダホ州選出、共和党）と共同で提出した法案で、中国の反競争的な経済政策への対処を目的としている。具体的には、法案成立から1年以内及びその後1年ごとに、米国の知財の窃取や技術の強制移転により利益を得た中国の国有企業のリストを作成することを国務省に義務付けている。

D 節 Title 4 Subtitle D Safeguarding American Innovation Act

Rob Portman 議員（オハイオ州選出、共和党）、Tom Carper 議員（デラウェア州選出、民主党）及び Marco Rubio 議員（フロリダ州選出、共和党）らが共同で提出した法案で、米国の技術等の不正取得や知財の窃取に関与した外国人の入国を制限するため移民国籍法の改正を規定している。

E 節 Meeting the China Challenge Act of 2021

Sherrod Brown 議員（オハイオ州選出、民主党）及び Pat Toomey 議員（ペンシルベニア州選出、民主党）が共同で提出した法案で、中国による米国知財の窃取への対策等を規定している。具体的には、中国政府や関連団体等による悪質な行為（malign behavior）と闘うために、大統領が制裁等の手段を取ることを推奨している。また、法律の施行から180日後、3年後、5年後に財務長官は中国で設立された団体が米国にもたらした脅威について議会に報告書を提出する。報告書には、米国知財の窃取への関与等により、米国の安全保障や人権保護を棄損した団体について記載することとされている。

また、Chris Van Hollen 議員（メリーランド州選出、民主党）及び Ben Sasse 議員（ネブラスカ州選出、共和党）が共同で提出した Protecting American Intellectual Property Act もこの節に含まれている。この法案は、法律の施行から180日以内及びその後1年ごとに、米国の営業秘密の窃取に関

¹ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/1260/>
6月9日の特許ニュースも参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2021/20210609.pdf

² <https://www.congress.gov/117/bills/s1260/BILLS-117s1260es.pdf>

与した外国人について議会に報告するとともに、特定された団体に対して資産凍結や輸出管理規則（EAR）に基づくエンティティリストへの登録等の制裁を課すことを大統領に義務付けている。

F 節 その他（IDEA Act 等）

- ・ Title 2 の司法委員会に関する規定に発明者多様化法（IDEA Act）³が含まれている。USPTO が出願人の性別や人種の統計情報を収集できるように特許法を改正することを規定している。
- ・ Title 3 の雑則として、大統領は米国通商代表部（USTR）を通して、米中経済貿易協定の知財関連規定を実現するために連邦機関の長と協力すること、USTR は法律の施行後 180 日以内及びその後 180 日ごとに、中国の履行状況について議会に報告することを規定している。

G 節 Trade Act of 2021

Subtitle C に Chuck Grassley 議員（アイオワ州選出、共和党）が提出した模倣品対策の法案が含まれ、税関国境警備局（CBP）が模倣品に関する情報を共有する者を権利者だけでなく輸入品に利害関係を有する人にまで広げるように関税法を改正することを規定している。他に、法律の施行から 1 年以内及びその後 1 年ごとに CBP が差し押さえた模倣品の件数等を議会に報告すること、法律の施行から 180 日以内に USTR は知財の窃取により作られた商品の輸入阻止について EU や日本等の同盟国と交渉を開始し、交渉の状況について議会に報告すること等を規定している。

（以上）

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2021/20210315.pdf